

2011年度 早稲田大学大学院法務研究科

法学既修者試験 論述試験

民法

(問題)

問題1

Aは、甲建物を所有し、妻Y₁と子Y₂とで同建物に居住していた。Aが死亡し、Y₁とY₂の2人がAを相続した。ところで、Aの死亡前に、Y₁は、知人BのためにBのXに対する3000万円の金銭債務について連帯保証していた。Xは、同金銭債務につきBから弁済がなかったために、Aの死亡後、Y₁に対して、連帯保証債務の履行を求めると共に、甲建物につき法定相続分に従った共同相続の登記をするように求めた。しかし、Y₁は、その直後に、Y₂と相談して、甲建物をY₂に単独で取得させる旨の遺産分割協議を成立させ、その旨の登記を経由した。

- (1) Xが上記遺産分割協議の効力を否定するためには、どのような法的主張をすることが考えられるか。Xとして考えられる複数の法的主張を、そのための要件を示しつつ述べなさい。(40点)
- (2) 上の事例において、Bの金銭債務については、Cが自己の所有する不動産にXのために抵当権を設定しその旨の登記が経過されていた。この場合において、Y₁の死亡後、Y₁の唯一の相続人であるY₂がXの求めに応じて1500万円を弁済したときに、Y₂が、BおよびCに対してなし得る法的主張について述べなさい。(35点)

問題2

Aは、建設請負業者であるBとの間で、BがA所有地上に2階建ての居住用建物を建築することを内容とする請負契約を締結した。ところが、同建物の建築が途中まで進んだところで大地震が発生し、もっぱらそれが原因で建築中の物(以下、「甲」という。)が傾いたため、Bが甲を完成させるためには当初見込んでいたよりも多くの費用の支出を余儀なくされることになった。そこで、BがAに請負代金の増額を求めたところ、Aがこれを拒絶したので、Bは甲の建築を中止した。このような事情において、次の(1)および(2)について解答しなさい。

- (1) A・B間に上記のような請負代金をめぐる紛争が生じたため、AはBと話し合っって請負契約を合意解除し、別の建設業者Cに依頼し工事を続行させることにした。Cが甲につき工事を続行して建物を完成させた場合に、Cが完成した建物の所有者であると認められるのはどのような場合か。(25点)
- (2) A・B間に上記(1)の合意解除が成立しなかった場合に、Aは、Bに対して、どのような法的主張をすることができるか。(50点)

〔以下余白〕